

高額医療・高額介護合算制度における支給額の算定誤りについて

1 概要

(1) 内容

介護保険と医療保険における1年間の自己負担額の合計額が高額になった場合に、負担軽減のため、上限額を超えた金額を支給する高額医療・高額介護合算制度（別紙1-「ア」）がある。

今回、高額介護サービス費（別紙1-「イ」）、高額療養費（別紙1-「ウ」）、年間高額介護サービス費（別紙1-「エ」）を自己負担額から差し引かなければならないところを、年間高額介護サービス費を差し引かず算定したことにより、本年度の支給額について、正しい金額より多く支給していることが判明した。（別紙2）

(2) 対象者

後期高齢者医療制度加入者で、高額医療合算介護サービス費（別紙1-「ア」下線部）の支給対象となった被保険者のうち、介護保険の年間高額介護サービス費を支給済みの方。

(3) 対象世帯数と金額

① 世帯数：120 世帯（217人）

② 返納金額：565 万2883 円（1 世帯あたり最大86,400 円、最小713 円）

※内訳：高額医療合算介護サービス費 440 万6291 円

高額介護合算療養費 124 万6592 円

2 原因

平成29年(2017年)の介護保険制度の改正に伴い、介護サービスの長期利用者の負担軽減を図るため、年間高額介護サービス費が3年間の時限措置として新設された。これを受け、高額医療合算介護サービス費を算定するに当たり、本来であれば、年間高額介護サービス費の支給分を高額医療合算介護サービス費の算定に反映させるために使用する対象者リストを作成すべきところ、担当者が同リストの作成を失念したほか、他の職員によるチェックも行われていなかった。

3 判明の経緯

昨年10月上旬に区の担当者から介護保険課に対し、高額医療合算介護サービス費の支給額について誤りがある旨の連絡があった。同課にて全件を確認したところ、120世帯217人に対し、算定方法に誤りがあり、過支給となっていることが判明した。

4 判明後の対応

(1) 適正な金額の確定作業

後期高齢者医療制度を運営する北海道後期高齢者医療広域連合（広域連合）に情報提供の上、北海道国民健康保険連合会（国保連）を通じて改めて高額医療合算介護サービス費の算定を行い、11月29日(金)に算定データの提供を受け、データ処理と算定内容の精査を行い、12月9日(月)に正しい支給額および返納金額を確定させた。

(2) 対象世帯への対応

本年1月14日付けで、対象世帯に対して謝罪文を送付し、以後は、電話連絡や訪問によるお詫びと説明を行った。

また、居宅介護支援事業者などの介護保険事業所に対して、本件の概要について情報提供を行い、併せて対象者等からの相談への協力を依頼した。

なお、納付書送付後は、一括納付が困難な場合については、分割納付などの相談を各区保健福祉課や介護保険課、広域連合が窓口となって対応している。

5 返納について

納付書は1月30日付けで対象者の世帯へ送付し、ご返納いただくようお願いしている。

※ 札幌市職員をかたる詐欺にご注意ください。返納に関して、札幌市職員が電話により暗証番号を確認すること、金融機関やコンビニエンスストアのATMでの操作等をお願いすることは一切ありません。

6 再発防止

介護保険の高額医療合算介護サービス費については、複数の職員で相互に確認・点検を行う。

事務マニュアルに高額医療合算介護サービス費の算定に係る事務を具体的に記載し、担当者を変更した場合もマニュアルに沿って業務を適切に行えるように対応した。